



トピックス…①

平成28年度生乳計画生産・需給安定化対策の概要

平成28年度は、27年度に決定した「3年間は生乳の増産・維持を基本とする中期計画生産対策」の2年目となる。本会議は3月17日、第345回理事会において、27年度に決定した基本方針に沿って「平成28年度生乳計画生産・需給安定化対策」を推進することを決定した。ここでは、その概要について紹介する。

1. 基本的な考え方

平成28年度が生乳計画生産・需給安定化対策は、厳しい酪農経営の実態、生産基盤の弱体化及び生乳需給のひっ迫等の状況を踏まえ、次の3点を基本的な考え方として推進する。

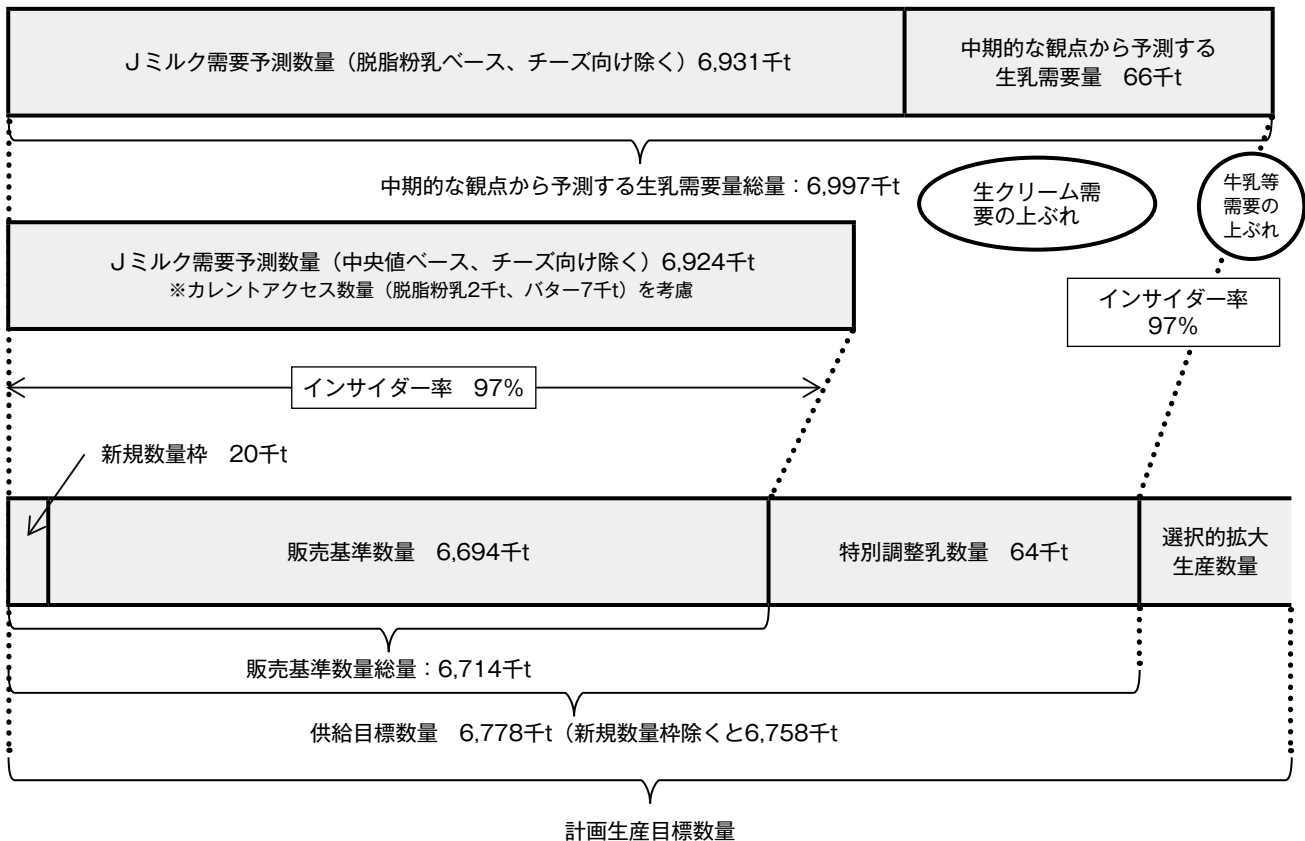
- ①生乳の増産・維持を基本とする中長期計画生産対策を実施する。
- ②このため、万一、生乳需給が緩和した場合の過剰回避対策（セーフティネット対策）を構築する。
- ③本会議は、指定団体と連携の上、酪農家の経営改善と生産性向上に資するよう、地域段階での生産基盤強化の取組を支援する。

2. 生乳計画生産目標数量の構成

平成28年度に指定団体が受託を予定できる生乳の数量を「生乳計画生産目標数量」とし、この数量は「販売基準数量」、「特別調整乳数量」、「選択的拡大生産数量」の3つの生産枠から構成されており、「販売基準数量」と「特別調整乳数量」を合わせた数量を「供給目標数量」とする。

なお、供給目標数量については、12月22日までの指定団体からの増（減）量申請に基づき、指定団体間の調整を行う。また、9月末日を増（減）量申請の一時締切日として設定し、早期の指定団体間調整を促す。

28年度の生乳計画生産の仕組み



*合計値が一致しないのは、四捨五入により試算しているため。

(1) 販売基準数量

(一社) Jミルクの需要予測(以下、「Jミルク予測」という)及び28年度のカレントアクセス数量(脱脂粉乳2千トン、バター7千トン)に基づき、脱脂粉乳ベースとバターベースの生乳需要量(チーズ向け除く)の中央値にインサイダー率(97%)を乗じた数量から「新規就農枠数量」(2万トン)を差し引き、全国で6,694,127トン(27年度実績見込比100.5%、閏年修正後)を設定する。

なお、①Jミルク予測の牛乳等向け需要量の5%は、27年度における北海道と都府県の牛乳等向け販売実績の構成比で、②同乳製品向け需要量の5%は、同乳製品向け(チーズ向け除く)の販売実績で按分し、①、②ともに都府県においては各指定団体の27年度供給目標数量実績により配分する。

また、総量(6,694千トン)から①と②を差し引いた数量は、各指定団体の27年度の供給目標数量実績(災害等の影響を考慮)により5月23日までに配分する。

さらに、新規就農枠数量については27年度の1万トンから2万トンに拡充する。6月末までに指定団体からの申請を受け付け、販売基準数量として配分する。上限数

量を個人経営500トン、法人経営3,000トンとした上で、全体の数量(2万トン)の範囲内であれば、上限を超えた配分も行う。

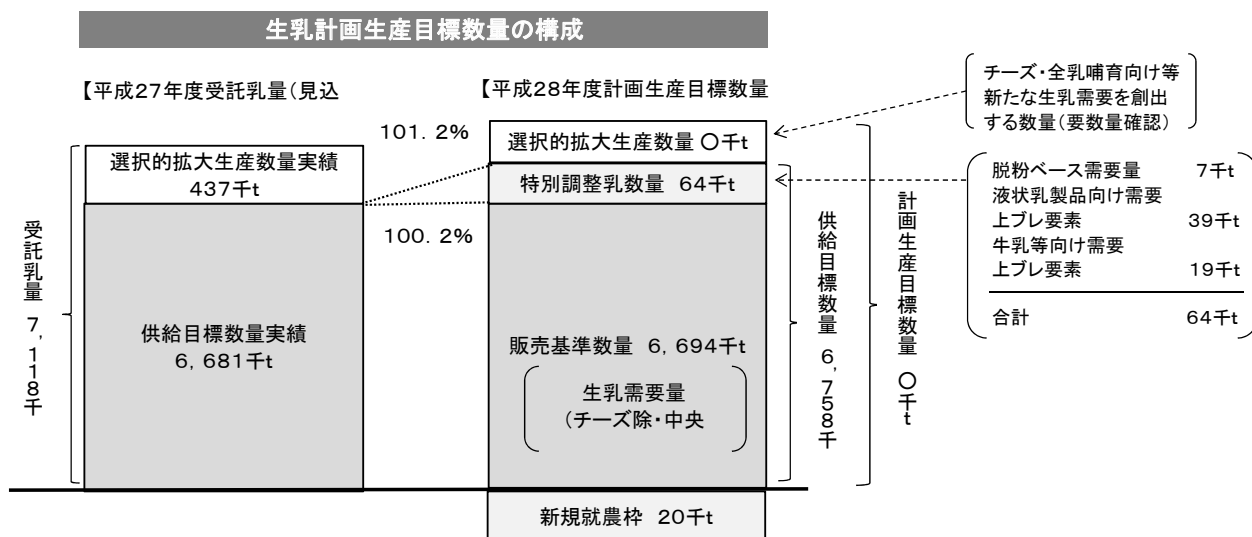
(2) 特別調整乳数量

Jミルク予測(脱脂粉乳ベース)を基本に、乳製品向け生乳の潜在需要が強いこと等を見込んで、64,199トンを特別調整乳数量の上限として設定する。

なお、28年度の特別調整乳数量については、「液状乳製品向け生乳需要量が上振れする可能性が高いこと」、「加工原料乳の潜在需要が強いと見込まれること」、「北海道での増産が見込まれること」等から、生乳需給緩和時に過剰回避対策を実施することを前提に、設定数量の範囲内で加工原料乳地帯に優先的に配分する。

(3) 選択的拡大生産数量

チーズ・全乳哺育向けや輸出向け等の新たな生乳需要を創出する数量について設定する。5月末日までに指定団体から申請を受け付け、申請に基づいて配分する。



3. 超過・未達の措置

(1) 超過の措置

平成28年度の供給目標数量の実績が供給目標数量を超過した場合であっても、以下の数量については、生乳の増産・維持を目指す中期計画生産を実施する観点から、超過数量とはみなさない。

- ① 全指定団体の供給目標数量実績の合計数量と本会議保留枠を含む全国の供給目標数量の差の範囲内の数量で、「生乳需給管理委員会」で承認を受けた数量。
- ② 供給目標数量の1%以内の超過数量(アローワンス数量)。
- ③ 需要期(9~11月)に増産した一定の数量。
- ④ 平成29年1~3月の間のアウトサイダーからインサイダーへの異動数量。

なお、①~④の範囲を超えた超過数量については、当該数量を当該指定団体の29年度の販売基準数量から削減する。

(2) 未達の措置

平成28年度の計画生産実績数量が供給目標数量に対して未達になった場合であっても、以下の数量については、未達数量とはみなさない。

- ① 供給目標数量の1%以内の未達数量(アローワンス数量)。
- ② 平成28年度に新規就農枠数量として配分した数量の未達数量。
- ③ 災害等のやむを得ない理由により生産が減少した数量。
- ④ 平成29年1~3月の間のインサイダーからアウトサイダーへの異動数量。

なお、①~④の範囲を超えた未達数量については、当該数量を当該指定団体の29年度の販売基準数量から削減する。

4. 生産基盤強化の取り組み

本会議は指定団体と連携して、酪農家の経営改善と生産性向上に資するよう、地域段階での生産基盤強化の取り組みを支援する。